別添資料3 最高検報告書対照表

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
ア:田代検事は、平成22年5月17日、再捜査の一環として行った本件取調べにおいて、A氏への報告等を認めた 従前の供述を維持する内容の供述調書を作成した。	田代検事の脅しによって、むりやり、事実に反する従 前の供述を維持させたものであった	従前の供述は、脅迫と利益誘導によって維持された者であった
イ:木村検事は、田代検事からその報告を受け、A氏が 収支報告書への不記載等への関与を否認している状況に ありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調 書の作成に応じたのは、それ自体、B氏の供述の任意 性・信用性の判断にとって意味のある事情であると考 え、田代検事に対し、B氏が供述調書の作成に応じた経 緯を具体的に分かりやすくまとめた報告書〔注〕を作成する よう指示した。	田代検事は再三にわたって、石川議員が報告を否定していることを上司に報告していたが、「上司が納得してくれて、検審の起訴議決が出ないギリギリの線」「(否認であれば)上司が納得してくれない」ことも「著名しても、検審の起訴議決は出ず、むしろ、署名しない方が誤解を受けて起訴議決が出やすくなる」ということで石川議員を説得して、調書に署名させた	報告書は、内部文書であるにもかかわらず、事実を全く反映してない。供述の任意性・信用性の判断にとって意味のある事情であるなら、「署名しても、検審の起訴議決は出ず、むしろ、署名しない方が誤解を受けて起訴議決が出やすくなる」という論法で石川議員を安心させて説得し、調書に署名させた」ことを書かねばならない
ウ:田代検事は、取調べ終了後に初めて報告書の作成の 指示を受けたものであり、事後に報告書を作成すること を意識せず、メモも作成しないまま取調べを行ってい た。また、田代検事は、木村検事から報告書を作成する 具体的な目的を告げられていなかったため、上司への報 告用であろうなどと考え、本件取調べの状況を振り返り ながら、同年5月17日夕刻から、記憶のみを頼りにその 作成を開始した。	週刊朝日2012年7月13日号29頁において、事務官がメモを取っていたという記述が見られるが、この点についての最高検の言及はない。	前日の出来事で、かつ5時間にも及び、供述調書まで取っている取調べの内容を全く記憶していない、あるいは正反対に記憶しているというのは常識的に、あり得ないことは明らかである。また、供述証書があるにもかかわらず報告書の作成を命じたのは、木村検事に、特殊な意図があったと考えられる。
エ:木村検事は、翌18日、佐久間部長に本件取調べの結果を報告したが、その際、両名の間で、A氏が収支報告書への不記載等への関与を否認している状況にありながら、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じたことや勾留中にB氏がA氏への報告等を認めた経緯等が話題となり、佐久間部長は、B氏が保釈後の取調べでも供述調書の作成に応じたことは、秘書事件公判における立証上も有益であると考え、木村検事に対し、本件取調べにおいて、勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯を振り返るやり取りがあったのであれば、これについて報告書を作成するよう指示をした。		このような捜査報告書の作成を求める指示は、実務的には ほとんどあり得ないものであるし、保釈後の取調べ段階の ものとしては極めて不自然なものであることから、田代報 告書を検審に提出することを目的とした指示としか考えら れない。

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
オ:木村検事は、かかる指示を受け、田代検事に対し、 勾留中にB氏がA氏への報告等を認める供述をした経緯に ついて、本件取調べにおいてB氏が供述していたのであれ ば、それも報告書に記載するよう追加の指示をした。 力:田代検事は、かかる指示を受け、本件取調べにおい て、B氏は勾留中の取調べを回想し、A氏への報告等を認 めるに至った経緯についても供述していたという記憶が あったことから、その点も含め記載し、同月19日夜まで に田代報告書を完成させた。なお、田代検事は、記憶を 喚起しながら少しずつ報告書を作成するには、問答式の 方がやりやすく、また木村検事から具体的に分かりやす く作成するよう求められていたことなどから、B氏との 問答形式で報告書をまとめた。		石川氏は一貫して否定していたのが事実であったのだから、それが真に「内部文書」であるならば、その、「石川氏が供述をひるがえそうとしたが、説得して応じさせたこと」を報告書に記載するべきであった。 また、プロである上司に読ませるために、ことさらに通常の報告書よりわかりやすく作成する必要性はない。
(注)田代報告書のように、供述人の取調べにおける供述内容を報告することを目的とする報告書は、供述人がどのような趣旨の供述をしているのかを分かりやすく取りまとめて上司等へ報告することが求められるものであり、そもそも、供述人の具体的な発言を一言一旬そのとおり記載することが求められているものではない。取調べも対話であり、その時の取調べにおいて発せられた言葉だけではなく、その際の表情や身振り手振り等の仕草、それ以前に行われていた取調べにおけるやり取りも含めてコミュニケーションが図られるものであり、この種報告書には、そのようなコミュニケーションの結果得られた供述の趣旨を取りまとめて記載することとなる。この種報告書には、そのような性格があることから、供述の趣旨を損なわない範囲内で、必要に応じ、様々な方法で読み手に理解できるよう記載すること、言葉足らずの意味を敷街しつつ補うこと、それまでの取調べの内容も踏まえて言葉を補うこと、日本語として不自然な発言を正しく補正することなどが、いずれも一般的には許容され得ることとなる。		この注は、もはや、検察がいかになりふり構わず、田代報告書の虚偽性を正当化しようとしているかというその証左のような「注」である。いつから、検察官は超能力者になったのだろうか。身振りや手振りを、捜査官が独断で、勝手に具体的な台詞に置き換えるようなことがあってはならないのは、もはや常識以前の問題である。たとえば、会話の対象が、黙って、こちらをじっと見つめていたとしたとき、単に「黙ってこちらを見つめていたとしたとき、単に「黙ってこちらを見つめていたとしたとき、単に「黙ってこちらを見つめていたとしたとき、単に「私はあなたが好きです」などという、本人が口に出してもいない言葉を、妄想によってに出したことにするということが、いかにとんでもなく、性犯罪加害者の例などを例に取るまでもなく、一般的に許容されるどころか、そのこと自体が犯罪的な行為であることは、理解されるべきである。全国の検察では、このような調書屋報告書が作られているのであれば、そのような調書を報告書には、一抹の信頼性もないのは明らかである

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
①B氏は、A氏への報告等について田代検事とやり取りをする中で、田代検事から「まあ、基本的には、従前通りでいいのかな。そうすると。」と問われ「まあ、私は、あの一、そういうつもりで来ましたけどね。」と答える一方、A氏への報告等を認める供述調書の作成に関しては「調書を全く取らないという選択はないんですか。」と述べたり、ため息をついた理由を田代検事に問われて「いやあ、なんかまたね。マスコミにね、Aさんと供述食い違いとかやられるのは非常に辛いですよね。」などと述べ、塗巡する態度を示していた。	この台詞の直前に、田代検事による 「田:ま,だから,それは,最初に言っているよう に,ここで全部否定することは,逆に火に油を注ぐこ とになるよね。 石:はい。 田:ここで維持することが,彼らの気持ちをどう動か すかだよね。」 という恫喝的せりふがあることを、最高検権報告書で は触れていない	「
②さらに、B氏は、田代検事から、本件取調べに当たり、A氏や弁護人から「ねじ」を巻かれてくるのではないかと想像する人聞が相当いる状況において、仮に、A氏への報告等を認める供述を翻す注うなことをした場合には、検察幹部にせよ、検察審査会にせよ、なぜそのような供述になったのかを想像するのではないかなどと言われ「そしたら、また絶対的権力者の話を裏付けることになるんですか。」と述べ、供述を翻した場合の影響に懸念を示していた。	この取調べの中で、「絶対権力者」又は「絶対的権力者」という言葉は、合計8回出てきているが、そのうち7回までもが田代が発している。つまり、その言葉を使って、田代は、A氏への報告等を認める供述を翻す注うなことをした場合には、検察幹部にせよ、検察審査会にせよ、なぜそのような供述になったのかを想像するのではないかなどと言われ、再逮捕まで示唆して、供述を維持させていたのである	報告書ではスムーズに、石川議員は最初から供述を認める 気できて、問題なく署名している

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
③そしてB氏は、最終的には、田代検事がB氏の供述調書を立会事務官に口授するのを聞きながら、その内容に感謝する発言をし(注1)、立会事務官が口授の内容パソコンに入力した結果をプリントアウトしたものを閲読しながら、一部、記載の追加を申し出て加筆させるなどした上(注2)、これに署名・指印した。 (注1)田代検事が「なお、私は、保釈された後、マスコミなどに対し、収支報告書の不記載などについての私自身の犯意や、A先生に対する報告・了窓などを否定していると解釈されかねない発言をしたこともありましたが、国会議員として政治活動を続けている以上、支援者向けの発言をせざるを得ないことをご理解下さい。」と口授した際、B氏は、これを聞きながら、「ありがたいですね。そこ。」と述べている。	石:ただ、私、報告・了承はありませんって、私は毎日新聞に答えてないはずなんですよね。田:だから、細かい報告・了承、報告・了承があったんですかって聞かれたことに対して、細かいことは言っていませんって答えてるから、だから、かみ合ってないんでしょ。うん。(03:05:00) 田:いやー、そういうことを言うんじゃないかっていう人もいるしさ、そんなことをしたってね、あの一火に油注ぐだけって事はちゃんと分かっているでしょと。だからそら、従前の供述は維持するんじゃないのと。(略) あとそれを認めるか否認するかは小沢先生の側の問題なんだから、石川さんは石川さん、で従前通りの供述を維持するのが賢明だって事位は分かっているでしょとかいう人もいるし。うん。(1:17:35) 田:だからさ、一言さぁ、うちの幹部の精神安定剤として、最後に具体的にね、あの発言はどう、この発言	石川氏は一貫して犯意を否定しているにもかかわらず、田代は、供述を変更すると石川氏自身に不利益があり、また、検審の起訴議決を引き出すことになると執拗に説得し、供述を維持させている。その結果、石川氏がしぶしぶ供述を維持することを承諾したのが実際の取調べであるが、ここで田代は、石川氏がメディアに対して犯意がないことを表明したことにも言及して、脅迫によって、これを実質的に取り消させ、石川氏が全面的に犯行を認めたかのような調書を作ろうとしているに過ぎない。そしてその調書とは、石川氏が実際に話したことでもなんでもなく、田代が一方的に口述したものを、石川氏に署名させたに過ぎない。
	はどうなんて全然言う必要ないから…私はマスコミ向けにいろんなことしゃべってるけども、それはあくまで支援者向けのことですのでご了解下さいと。(1:22:45) P39	
以上のように、田代報告書は、B氏が、本件取調べにおいて、従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯を記録したものであるところ、本件取調べにおいて、B氏が従前の供述を維持する内容の供述調書の作成に応じた経緯は、田代報告書に記載されたその経緯と実質的には相反するところがなく、田代検事が実際の取調べにおいて全くありもしない内容を田代報告書に記載したとは認められない。	以上のように、石川反訳書は、石川氏が、本件取調べ において、従前の供述を維持する内容の供述調書や報 告書の作成に、脅迫を持って応じさせられた経緯を記 録したものであるため、全く事実と相反するものであ り、田代検事が実際の取調べにおいて全くありもしな い内容を田代報告書に記載したいう以外にない。	最高検報告書は、田代報告書だけを参考にし、実際2行われた取り調べの内容の証拠である、石川反訳書全部を「存在しないもの」として、都合の良いところだけをつまいぐいして、都合の良い結論を引き出しているに過ぎない

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
別紙4・【記載①】はB氏が、勾留中の取調べにおいてA氏への報告等を認めた経緯として、田代検事から「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなくB氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと閉じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得を受けたことや、弁護人であるE弁護士からこれを認める内容の供述調書への署名に応じないよう言われていたため、当初は、供述調書の作成に応じなかったが、田代検事から説得を受けてこれに応じたことなど、「勾留中の取調べを回想する発言」をした内容となっている。	田代検事は「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなくB氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと閉じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得をしていない。 (別添資料6 「石川氏回答書」) 弁護人であるE弁護士からこれを認める内容の供述調書への署名に応じないよう言われていたため、当初は、供述調書の作成に応じなかったが、田代検事から説得を受けてこれに応じたという事実もない。	そもそも、事実が存在しないため、回想もあり得ず、最高 検報告書の内容は空想に過ぎない。
本件録音記録上、B氏が、田代検事との聞で、A氏への報告等に関する従前の供述を維持するかにつきやり取りをする中で「うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あの一。Bさん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」と述べた部分がこれに相応するものに当たるものと認められる。 その根拠となる主な事情は以下のとおりである。 ①その文言から、当該発言が勾留中の取調べにおける田代検事の発言を回想したものであることは明らかであること	田:もしそういうふうにしたらさ、それを読んだ人はどういうふうに思うかっていうのさ、容易に想像つくじゃない。うちの幹部にしてもそうだし、検審にしてもそうだよね、なぜそういう供述になったのかっていうのをさ、みんな色々想像するよね。石:そしたら、また絶対的権力者の話を裏付けることになるんですか。田:ほら、やっぱり絶対的権力者じゃんと、あの、背景っていうか、あの先入観があるとさ、有る限り、やっぱりさ、結構きついよね、その部分がね。石:うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってた	比較すれば一目瞭然であるが、実際の会話は、「ヤクザの手下が親分を守るために嘘を」云々とはなんの脈絡もない。むしろ、田代が、起訴にはならないから上司と納得させ、石川議員の再逮捕を回避するためと、石川議員を利益誘導と脅迫で説得して、事実と異なる供述調書に署名をさせたにもかかわらず、一回目の起訴議決で補助弁護士が共謀共同正犯でヤクザの例を出したことに、石川氏は不満の意を表しているに過ぎない。 したがって、「当該発言が勾留中の取調べにおける田代検事の発言を回想したものであることは明らか」どころか、牽強付会のこじつけ以外の何者でもない
②当該発言は、A氏への報告等に関する従前の供述を維持するか否かに関するやり取りの流れの中で発せられた ものであること	けどね。あの一。石川さん、ヤクザの事件と同じなんだよって。(笑) だけど、指導弁護士さんっていうのが、それをしたわけですよね。ヤクザの例を出したわけですよね、共謀共同正犯というのは。	

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
③B氏は、勾留中、収支報告書への不記載等の事実で逮	石川議員回答書(別添資料6)	この事実は全部虚偽である。実際に選挙民の数字をあげた
捕された後、当初は、A氏の関与を否定していたとこ	ご質問のようなやり取りは、勾留中の田代検事の取	説得をしたのは、田代検事ではなく、吉田副部長であり、
ろ、田代検事から「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書	調べでは、 <u>全くありませんでした</u> 。	しかも、小沢氏への報告・了承とは全く関係のない、水谷
という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手		建設に絡む、全く別の取調でのことである。したがって、
下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをし	塩野谷晶著『実録 政治vs.特捜検察』(文集新書2010	<u>田代検事が</u> それを記憶しているはずがない。
たら選挙民を裏切ることになる。」旨の説得を受け、収	年12月刊)113頁より引用	
支報告書への不記載等について、事前にA氏への報告等	石川 私の場合はむしろ <u>副部長に</u> なみだながらに諭さ	その事実は、単に石川議員の証言だけではなく、前田元検
があったことを認める供述をするに至ったが、その後、	れたことがありました。「あなた、真実を言わない	事の法廷証言によっても裏付けられている。
B氏が弁護人であるE弁護士から供述調書への署名を拒否	で、(あなたに投票した)十一万八千六百五十五人の	
するように言われているとして、署名を遼巡し、田代検	有権者に申し訳ないと思わないのか」と。	さらに、「「弁護士には内緒にして欲しい。」などと言い
事から「供述していることが事実であって、そのとおり	塩野谷のわかります。わかります。	ながら、供述調書に署名するに至った」という事実もな
の内容が供述調書に取られているのであれば、署名拒否	石川 あれは一番効きましたね。いや効いたっていう	Ს\o
する理由はない。」などの説得を受け、その結果「弁護	意味では、なんで信じてくれないんだろうとショック	
士には内緒にして欲しい。」などと言いながら、供述調	<u>を受けるわけですよ。だから土下座もしましたよ。</u>	一見、ドラマのような迫真性があるが、 徹頭徹尾、田代検
書に署名するに至ったという事実が認められること	「五千万は断じてもらっていません。もう勘弁してく	- 事の創作である。
(注)	<u>ださい」って。</u> 向こうが涙を流してくるから、こっちは	
	土下座しかないなと思って。涙腺は強い方なんで、ほ	
	とんど泣けないもんですから。	
	前田元検事の法廷における証言(平成23年12月16日	
	付け産経新聞記事より引用)	
	「あいつ。あいつじゃねーや、(石川議員の取り調べ	
	を担当した副部長の)□□さん(法廷では実名)から	
	聞いたのは <u>石川さんが調べの途中で土下座した、と言</u>	
	っていたんですよね。(□□検事は、石川議員が水谷	
	建設から)5千万円受け取ったやろ、と言ったら、石	
	川さんが否定して、『この通り、受け取っていない証	
	明として土下座もできる』ということで土下座した、	
	<u>と言っていた</u> が」	

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
④「ヤクザの事件と同じ」という発言は、前記3の勾留中における田代検事の説得文言中の「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなこと」との間に共通点があること ⑤B氏が、それ自体では勾留中の取調べにおけるいかなるやり取りを指すのかが分からない断片的な言葉を用いたのは、その言葉だけでも田代検事にその意味が十分了解可能であるとの意識があったことによるものと考えられ、田代検事も、この言葉を聞き、その意味を問いただしておらず、両者の間では、この言葉のみでその具体的に意味するところを容易に理解できるものであったと考えられること	石:うーん。なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あの一。石川さん、ヤクザの事件と同じなんだよって。(笑)だけど、指導弁護士さんっていうのが、それをしたわけですよね。ヤクザの例を出したわけですよね、共謀共同正犯というのは。	この文中の「ヤクザ」は、「石川氏が急に逮捕された際に、小沢事務所が弁護費用を出したことをからかって、ヤクザが子分の弁護費用を出す」ということを過去に田代検事が言ったこと、さらに補助弁護士も今日共謀共同正犯について、ヤクザを例に出したことについて言及しているだけである。それがまさに、田代検事と石川氏の「両者の間では、この言葉のみでその具体的に意味するところを容易に理解できるもの」であり、田代検事との会話ではない「11万人以上の選挙民は…」はなんの関連もない。したがって、石川議員と田代検事の間に共通認識などは全くないゆえに、この根拠はすべて崩れ去る、(別紙 石川氏回答書参照)
(注) このような事実関係が認められる根拠としては、例えば、B氏が署名・指印した供述調書、関係者の供述、公判におけるB氏の供述のほかB氏の著作物の(平成22年)1月25日の欄の記載等がある。その具体的な記載内容は、以下のとおり。「ここのところの取調べは、Aからの呪縛から逃げるべきだという田代検事の説得が一番きつい。自分の人生のうちの大半をAとともに過ごしてきた。」「ただし、十勝の有権者はAではなく、Bに期待して投票したと言われるのがつらい。検事も痛いところをついてくるものだ。FさんからのFAXで田代さんの人間性にひきこまれるなというメッセージをE先生から見せられたが、その通りだと感じる。」	全く関係ありません。その時は、今後私自身がどう歩んで行こうかについて悩んでいました。その先の生き方について、小沢さんと行動をともにしていくのか、それとも離れていくのかということを自分なりに考えていた。そういうことを悩んでいる時に、「十勝の有権者は石川知裕に期待して」と言われるのがつらい、ということを書いたまでです。それは、小沢氏への報告・了承を認めるかどうか、というようなこととは関係ありません。(別添資料6石川氏回答書より)	ら、単に「期待して投票したと言われるのがつらい」とい う文言を引き合いに出して、結論が同じであるかのように

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
①田代検事が従前の供述を基にB氏の面前で立会事務官に調書の内容を口授しながら、その途中、何度か、B氏に内容を確認していること②B氏は、田代検事から供述調書の読み聞かせは受けていないものの、供述調書を閲読し、その内容を確認した上で署名・指印していること(注)③A氏への報告等について田代検事とやり取りをする中で、B氏が田代検事から「まあ、基本的には、従前通りでいいのかな。そうすると。」と問われ「まあ、私は、あの一、そういうつもりで来ましたけどね。」と述べていること	全く違います。①~③の点で部分的に共通点があったとしても、取調べの状況は、全く異なります。田代報告書では、私が小沢氏の話と違う内容の調書に署名することを躊躇していたところ、田代検事の条理を尽くした説得の結果、報告・了承を認める調書に署名したというような話になっていますが、実際には、田代検事が、勾留中の供述を翻すと「絶対権力者」の小沢氏の影響であるように思われて小沢氏が起訴されると言ったり、再逮捕をちらつかしたり、議員辞職する旨の調書を法廷に出すなどと言われて脅してきたりしたので、結局、調書の訂正の要求を断念して、調書に署名したものです。	
	調書の署名に至った経緯が、180度違います。 (別添資料6 石川氏回答書より)	

	実際の取調べ	矛盾点
		2.0
④田代検事が供述調書の内容を立会事務官に口授してパソコンに入力させる方法により作成した供述調書を閲読している際、B氏が、平成17年3月のA氏への報告について「この報告のことね、本当にその短い時間なんですよ、ここが問われてるわけですよね。短時間でとか、極めて短い時間でとか、何分でとかは入れられないですかね。」と言い、田代検事から「あ、この3月のところ」と尋ねられ「そう。それがほんとの話だし。検審もやっぱり、そこでそれだけだと、すごいじっくりAさんが見てるような印象を受けると思うんですよね。私も、報告や了承をしてませんでしたなんてことは言わないんで、公判でもそこを変えるなんてことはできないですけど、実際、Aさん、こうやって椅子に座ってて、並べられて、あーあった、あったっていうのが実際ですから、そこはやっぱり入れてほしいっていうのはありますね。」と申し立て「短時間でしたが」との文言を追加させていることなどがこれに相応するものに当たるものと認められる。	石川氏は一貫して、3月には小沢氏に報告していない、小沢氏から4億円が入ったことを隠すつもりはなかった、ここだけは直してもらいたいと必死に言っていたが、そういうことは何も報告書に記されていない。	報告書の会話体の部分が、ほとんどすべて捏造であるのは客観的に明らかである。
①A氏事件の公判において、「この日の取調べについて、一言一句記録をしているわけではありませんので、取調べの終了後に私のほうで思い出し思い出し捜査報告書を作成しました。その中で、勾留中にBさんと話していること、それから、保釈後にBさんが著書中で言っていることなどについて記憶があって、それに関連するようなことを5月17日の取調べの中でも話題に上がっていたために、若干記憶が混同してですね、整理して書いてしまったといったことはあるかと思います。」と証言し	存在せず	一語一句記録していないなら、たとえ上司の命令であっても、ありもしない会話をあったかのように書いて良いことにはならないし、石川氏が著書中で言っていたようなことは取調べの中で話題に上がっていない。この点でも記憶の混同はあり得ず、そもそも勾留中に存在しなかった会話が、自分の記憶のように蘇るとしたら、それは適切な医療を受けるべきである

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
②作成当時の記憶内容の具体的詳細までは思い出すことができないが、報告書は、作成当時の記憶に基づいて作成したものであることは間違いなく実際のやり取りの様子とかけ離れた記載をしたという意識は全くない、本件取調べの状況と同じ状況が勾留中の取調べでもあったことなどから、記憶がごっちゃになってしまい、勾留中の取調べの際にあった具体的発言によるやり取りが本件取調べでもあったと勘違いしてしまったものと思うなどと説明している。	客観的に取調の内容と報告書がかけ離れていたのは明らかであり、取調の状況もこの取調とは数ヶ月はなれ、また、内容も180度違っている。そのような記憶の混同はあり得ない。もし、ありうるのであれば、田代検事が、事件後、新潟地検で通常の業務に携えられるとは思えず、すみやかに脳精神科の記憶障害に関する検査を受け、その結果を呈示するべきである。	最高検は、田代検事の矛盾極まりない説明を鵜呑みにするのではなく、すみやかに家宅捜査・パソコンのデータの確認、修正履歴を含むデジタルデータの解析、事務官のメモや事情聴取などを行った形跡はまったくない。
①B氏は、本件取調べにおいて、従前通りの供述をする つもりで来た旨を述べるなど、A氏への報告等があった 事実そのものは認めるつもりで取調べに臨んでいること を告げており、田代検事においては、少なくともA氏へ の報告等に関わる事柄に関するB氏の発言は、勾留中と 特段変わるところがないと理解していたと思われること	石川氏は再三にわたって、供述調書の内容が事実に反 していることを強調している。	全く事実と反している
②勾留中の取調べを振り返るB氏の「うーん、なんかヤクザの事件、ま、検事も言ってたけどね。あの一Bさん、ヤクザの事件と同じなんだよって。」との発言を聞き、田代検事としては、B氏が勾留中の取調べを振り返り「ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら、選挙民を裏切ることになる。」旨田代検事から説得を受けたことなどについて言及をしたものと理解したことにより、本件取調べ時にもB氏との聞で、この点に関し、一定程度の具体的なやり取りをしたものと思い違いをしたとしても不自然とは言い難いこと		これまで述べてきたように、そのような理解はあり得ず、 こじつけに過ぎない。
③B氏は、本件取調べにおいて、保釈後の自らの状況を 語る中、選挙で国会議員に選ばれた立場にあることを前 提に、選挙民(支援者)からの視線を意識した発言を繰 り返していること		そのことと、田代の報告書が虚偽でないこととはなんの関 連性もない。

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
④B氏が、本件取調べにおいて、勾留中におけるE弁護士からの助言等を振り返る発言をしていたこと	田: どうかね。今日あれ、弁護士さんからはさ、あの一、行って全部否定してこいとか言われなかった。石: いや、全然、そんなことは言われないですよ。田: 行ってどう対応してこいって言われるの。石: いや、ちゃんと。(05:09:04)	助言の趣旨は正反対である。
⑤田代検事は、勾留中にも、B氏が供述調書の作成を巡るやり取りの中で「突き放さないでくださいよ。」と発言したことがあったなどと述べており、田代検事は、そのときの記憶とがごっちゃになってしまったのではないかと述べているところ、B氏が勾留中もA氏への報告等を認めながらE弁護士の指導を受けて供述調書を作成することを建巡していたのと同様、本件取調べでも、A氏への報告等は認めつつ、その内容の供述調書の作成を遼巡していた状況があったこと	3ヶ月前の記憶と一日前の記憶を混同し、且つ、ヤクザの問題などでは正反対の結論を記憶している人物の証言が「突き放さないでくださいよ」と言ったというやり取りに信憑性があるかどうかははなはだ疑問である	なんの信憑性もない
⑥田代検事は、通常、供述調書の内容確認は読み聞かせによっているため、今回も読み聞かせをしたものと思っていたが、普段、読み聞かせをするタイミングで、木村検事に呼ばれて木村検事の下に赴いたことから、読み聞かせを失念してしまったものと思う旨述べるところ、本件録音記録上もそのような状況があったと認められること	録音上も、供述書部分は、読み聞かせはおこなっている。	問題の報告書は、署名押印の必要が無く、したがって読み 聞かせをする必要がないことをよいことに、全く事実に反 する会話を創作したものである。
⑦田代検事は、本件取調べ後に初めて報告書の作成を指示されたものであり、5時間以上にも及ぶ取調べにおいて一切メモを作成していなかったこと	①メモを一切取らないのは常識的にあり得ない ②メモを取っておらず、記憶がおぼろげであるなら、 それを上司に告げるべきであり、適当な記憶で創作を して良い理由にはならない ③事務官がメモを取っていたという記載があるが、そ のメモについて調べた形跡がない	

最高検報告書	実際の取調べ	矛盾点
⑧本件録音記録の存在が明らかとなり、田代報告書との間に齟齬があることが判明した後の田代検事の言動をみても、そのような記載となった理由について複数の者に対し、それぞれ同趣旨の説明をしており、故意に虚偽の記載をしていたことをうかがわせるような様子もみられないこと	田:そうそう。で、たぶん、川村だって、あれだけ調書取られてるわけだから、法廷呼んだって、多分、もともとうそつくつもりでついてんだったら、法廷だってうそつきますよ (03:18:36)	うそをつくつもりでついている人間は、いくら調書を取られても、法廷でもうそをつく、というのが田代本人の認識である。したがって、田代が、複数の人間にも法廷でも、同じ嘘をつかないという根拠にはならない
⑨前記のとおり、田代報告書にはB氏の供述の趣旨に相反するような記載はなく、具体的なやり取りについて、あえてその記憶とかけ離れた記載をするというのも考え難いこと		
勾留中の取調べで田代検事から受けた説得の具体的内容について言及されているB氏の著作物は、前記(3)・ア・(ア)・b(注)掲記のもののみであるところ、同著作物が掲載された書籍は、田代報告書の作成よりも約3か月後に発刊されている。この点、田代検事は、証言当時、当該著作物を読んでいたが、それは、田代報告書を作成するよりも前のことであると思っていた旨説明している。	存在なし	勾留中の取調で、田代と石川氏が「11万人以上の選挙民は、A氏の秘書という理由ではなく、B氏個人に期待した。ヤクザの手下が親分を守るために嘘をつくのと同じようなことをしたら選挙民を裏切ることになる。」という会話をしていない以上、読んでいない書籍と混同する可能性はさらになく、田代報告書の虚偽性を決定づけるに過ぎない。